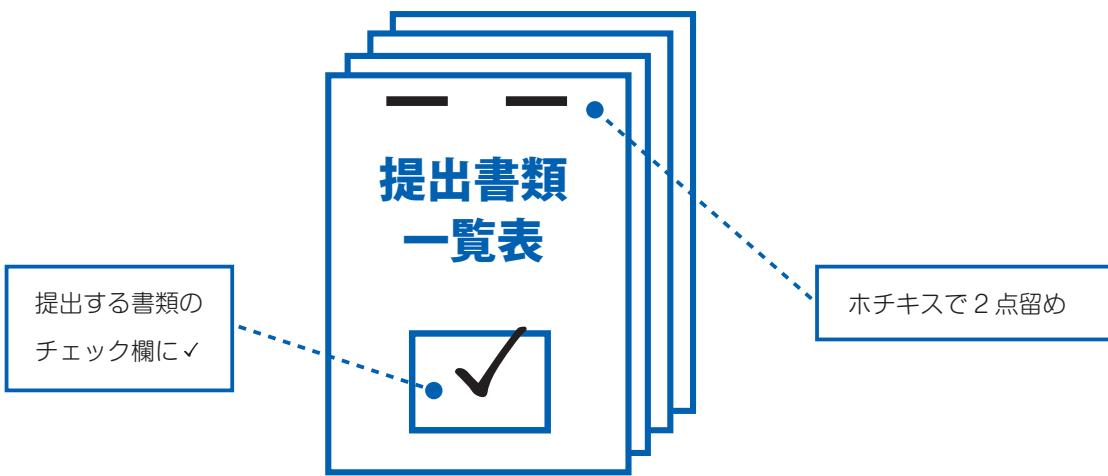


様式集

目次

- 【様式A】 提出書類一覧表 《様式集-2》
- 【様式B】 確認書 《様式集-3・4》
- 【様式C】 申込に係る重要事項確認 《様式集-5》
- 【様式D】 奨学金振込口座届 《様式集-6》
- 【様式E】 申込書 《様式集-7～8》
- 【様式F①】 または 【様式F②】
収入関係証明書類提出台紙 《様式集-9・10》
- 【様式G】 年収等の実績計算書 《様式集-11》
- 【様式H】 在留資格「家族滞在」に係る
申告書 《様式集-12》
- 【様式I】 進学前の特例措置に係る申請書 《様式集-13》

【様式A】 提出書類一覧表を表紙に添付し、
ホチキスで2点留めして提出してください。



様式集

(提出書類を一覧表の順番で重ね、ホチキス2点留めしてください)

【様式A】提出書類一覧表

申込者氏名

提出する書類のチェック欄に「✓」を記入してください。

提出が必要な人	チェック欄 必須	書類	説明 ページ
■申込者全員		【様式A】提出書類一覧表	—
		【様式B】確認書	26~27ページ
		【様式C】申込に係る重要事項確認	—
		【様式D】奨学金振込口座届	—
		【様式E】申込書	28~29ページ
		【様式F①】または【様式F②】収入関係証明書類 提出台紙	30~31ページ
2024年1月1日時点で申込者本人(配偶者がいる場合は、申込者本人または配偶者)が海外居住していた場合		【様式G】年収等の実績計算書	32ページ
		海外居住者のための収入申告書	30~31ページ
申込者本人の国籍が「日本国以外」の人		在留資格、在留期間に関する証明書類 【様式H】在留資格「家族滞在」に係る申告書	25ページ
進学前の特別措置適用を希望する人		【様式I】進学前の特例措置に係る申請書(予約)	7ページ

【様式B】確認書

第二種奨学金（海外）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書 (入学時特別増額貸与奨学金を含む)

記入日（西暦） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の第二種奨学金（海外）（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金申込みの入力内容又は奨学金申込書の記入内容及び貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、裏面の個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程について同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合には、個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

また、私が保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

◆本人署名欄◆

本 人	氏名	フリガナ 漢字 (自署)				
	住所		〒 -			
	生年月日	(西暦) 年 月 日		性別 (任意)	男・女	
	電話番号 (自宅・携帯)	()		外国籍の方は 在留資格		
	在学（出身）学校名					
	在学（出身）学校種別（該当するものに○）					
	<input type="checkbox"/> 国内大学 <input type="checkbox"/> 国内高等専門学校		<input type="checkbox"/> 国内大学院（修士課程） <input type="checkbox"/> 国内専修学校（専門課程）		<input type="checkbox"/> 国内大学院（博士課程） <input type="checkbox"/> 海外大学	
	卒業（見込み）年月（該当するものに○）					
	<input type="checkbox"/> 2025年3月卒業・修了（見込み）		<input type="checkbox"/> 2024年3月卒業・修了		<input type="checkbox"/> 2023年3月卒業・修了	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人（父又は母）を記入してください。

国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者とします。

国 内 連 絡 者	氏名	フリガナ 漢字	住所	〒 -		電話番号	自宅 携帯	()
	生年月日	(西暦) 年 月 日		本人との関係 (該当に○)	1 父	2 母	3 兄弟	4 その他 ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

【様式B】 確認書

1. 奨学金の貸与に係る事項

【保証】

- (1) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるとともに、連帯保証人及び保証人を選任し、人の保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学生金から所定の保証料を差し引く方法によります。
- 【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】
- (2) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「返還誓約書」という）に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者（国内連絡者）を定めなければなりません。
- (3) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連絡の上押印した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
- ② 返還誓約書には、奨学生本人の「往民票の写し」（コピー不可、個人番号が記載されていないこと）、連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- ③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。採用学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学生がある場合には、その全額を機構に返済するものとします。
- (4) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において現在に在する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在に在する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者は卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現在に在する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

ア 大学

イ 短期大学

ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程

エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）

オ 高等専門学校

カ 専修学校の専門課程

【申込資格】

- (6) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかが該当する者とします。
- ア 「日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者
- （ア）12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
- （イ）日本国の中学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
- （ウ）大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げるものに準ずると機構の長が認めた者

【振込】

- (7) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (8) 奨学金は毎月1分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学生金は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【現金の変更】

- (9) 基本月額、増額月額は、機構の定める手続きにより変更することができます。

【利率の算定方法】

- (10) 基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち第二種奨学生（海外）の貸与を受けるようとする者がインターネットにより入力又は方針に従って以下のとおり定められます。
- ②「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ③「利率見直し方式」は貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期間を猶予している期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (11) 入学時特別増額貸与奨学生金を受けた者の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学生金の利率を加重平均して決定します。基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学生金の利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (12) 利率の算定方法の変更是、奨学生の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (13) 奨学生は毎年度「奨学生継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (14) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入学又は退学したとき。
- イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
- ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (15) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- (16) 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学生の交付を停止、期間短縮又は廃止します。

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
 （個人信用情報機関の利用・登録等）

1. 私は、奨学生の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査を）をします。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。
- また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸付金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性、最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではありません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

：（株）日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> （株）シード・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- ウ 学業成績が不振又は性行が不良となつたとき。
- エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- オ 停学、その他の处分を受けたとき。
- カ 在学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- キ 奨学生の申込時に「奨学生申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ク 「奨学生継続願」を提出しなかつたとき。
- ケ その他の特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

- (17) 奨学生はいつでも奨学生の辞退を申し出ることができます。

- (18) 奨学生の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり願い出たときは奨学生の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第一地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専用銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専用銀行及びその一部銀行のなかには、奨学生返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）加入申込書（預貯金者控）の写しを提出することになります。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。

督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還に応じない場合は、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構が代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の延滞損害金が課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的手続きを執ります。

- (2) 返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。

- (3) 返還金は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。

- (4) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。

- (5) 返還期日前に、貸与された奨学生の全部又は一部を繰上げて返還することができます。

- (6) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法定手続きを行うことがあります。なお、手続きにかかる費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

- (7) 本人が債務（貸与を受けた総額の利子、延滞金及び支払督促手数料）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続いている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (8) 口座振替（リレー口座）による返還が適切でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。

- (9) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合には、学生支援寄附金として振替えます。

- (10) 本人、連帯保証人及び保証人が返還期日を過ぎても返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際固定電話により優先して携帯電話に電報電子回線で連絡することに同意します。

- (11) 本確証書兼同意書に基づく奨学生貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 【その他手続等】
- (12) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければならないません。

- (13) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければならない。また機構が本人から最後に届け出たのあった氏名・住所に送信した通知又は通知書類が延滞又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

- (14) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。

- (15) 本人が傷害・病害・経済困難・失業など返還できない事情が生じたとき、あるいは在学の場合若しくは留学等の場合には、願い出により返還の期限を猶予することができます。

- (16) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければならない。

- (17) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学生を返還することができなくなつたときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。

- (18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (19) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め
 奨学生に関するご質問にはお答えできません。

【様式 C】第二種奨学金（海外）予約申込に係る重要事項確認

奨学金の申込みにあたって、以下の事項をすべて確認し、理解している場合は「はい」に を記入してください。
すべての項目にチェックが入っていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。

記入日 (西暦) 年 月 日

在籍（出身）学校名 _____ 申込者氏名 _____

貸与奨学金における確認事項	はい (理解している)
① 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。	<input type="checkbox"/>
② 奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることができます。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	<input type="checkbox"/>
③ 貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締め切り日までに返還誓約書を提出しなければなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。	<input type="checkbox"/>
④ また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。貸与金額は、日々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的手続き等が行われことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑥ また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を2／3、1／2、1／3又は1／4に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	<input type="checkbox"/>

【様式 D】第二種奨学金（海外）予約奨学金振込口座届

申込者 氏名	
-----------	--

いざれか片方を選んでご記入ください

ゆうちょ銀行以外の金融機関（普通預金口座に限る）									
金融機関名（カタカナ）			該当の金融機関に○		店名（カタカナ）			該当の数字に○	
			銀 行 労働金庫 信用金庫 信用組合						1 支 店 2 出 張 所
金融機関番号	店 番 号	預金種目	口座番号(右づめで記入)				口座名義人（奨学生本人名義に限る）		
			フリガナ	氏	名				
		1普通 (総合)					漢字		

ゆうちょ銀行（通常貯金口座に限る）								
記号		番号（右詰めで記入）				口座名義人（奨学生本人名義に限る）		
フリガナ	氏	名						
1	0	1	漢字					

※ ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ（表紙裏面）に記載されています。

※ ゆうちょ銀行の「番号」は右詰めで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。

注意

- 取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）に限られています。ただし、取扱いが可能な金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。外国銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、農協、信託銀行、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）は利用できませんのでご留意ください。
- 普通預金口座または通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座は使用できません。
- 「三菱UFJ銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。
- 濁点、半濁点は1字とします。
- 本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式 E】2025年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

「記入例」及び「記入要領」等を参照し、申込者本人が必要事項を正しく記入してください。

「※」の箇所は、該当するものを○で囲んでください。

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿 (西暦) 年 月 日					
私は、学位の取得を目的として留学するにあたり、貴機構の奨学金を申し込みます。本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他の諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。なお、下記の記載事項に相違ありません。					
申込資格		国内大学・国内大学院・国内短期大学・国内高等専門学校・国内専修学校(専門課程) 卒業(見込)者・海外大学			
本 人	氏名	フリガナ			
		性別(任意)※	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>		
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
(申込者本人自署)		T E L	- - -		
住 所	〒 — (国内住民票(除票)住所)	外国籍の方は在留資格			
		「定住者」の場合の永住意思※	1.あり <input type="checkbox"/> 2.なし <input checked="" type="checkbox"/>		
在学(出身)学校情報					
学校名		学部・学科 研究科			
学種等※	1.大学 2.大学院 3.短期大学 4.専修学校(専門課程) 5.高等専門学校 6.海外大学	卒業(修了) 年月※	(西暦) 年 月 1.卒業(修了) 2.卒業(修了)見込		
海外入学(予定)					
入学(予定)先の課程※	1.修士課程 2.博士課程				
奨学金申込情報					
希望貸与月額※		5万円 <input type="checkbox"/> 8万円 <input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 13万円 <input type="checkbox"/> 15万円 <input type="checkbox"/>			
入学時特別増額貸与奨学金※		※希望する場合は金額に1つ○をつけてください。 1.希望する (10万円・20万円・30万円・40万円・50万円) 2.希望しない			
利率の算定方法※		1.利率固定方式 2.利率見直し方式			
履歴情報(これまでに日本学生支援機構の奨学金の貸与・給付を受けたことがある人は、すべての奨学生番号を記入してください)					
連帯保証人	①	②			
	③	④			
連帯保証人	フリガナ		統柄	生年月日	
				(西暦)	年 月 日
保証人	氏名	〒 —		電話番号(自宅) () □なし 携帯電話番号 () □なし	
保証人	氏名	フリガナ		統柄	生年月日
					(西暦)
保証人	住 所	〒 —		電話番号(自宅) () □なし 携帯電話番号 () □なし	

(注) 必ず裏面も記入してください。

【様式 E】2025年度 第二種奨学生(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

裏面

「※」の箇所は、該当するものを○で囲んでください。

収入状況	漢字氏名		
	2024年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※		
	2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※		
	申し込み時点の配偶者※	いる	いない
	漢字氏名	カナ氏名	生年月日 (西暦)
			年 月 日
	2024年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※		
	2024年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※		
	奨学生を希望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを記入してください。		
	あなたの研究題目（研究分野）を記入してください。		
あなたの大学院進学の目的と研究計画を記入してください。			
<海外大学院博士課程入学予定者のみ記入> あなたのこれまでの研究内容（提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文）について記入してください。			

記入例
申込者本人
が
必要事項を
正しく記入して
ください。
記入要領
等を参考し
て

学校記入欄

「※」の箇所は、該当するものを○で囲んでください。

成績 ※	第二種奨学生の学力基準に 該当する · 該当しない
推薦所見	(特記すべきことがあれば記入してください)
この学生は、貴機構の奨学生として人物、学力が推薦基準に合致していることを認め、推薦します。	
(西暦) 年 月 日	
独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿	
学校名 _____	
学校長名 _____	
(※押印不要)	

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、奨学生貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学生の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学生の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

2024年1月1日時点で、申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）が
国内居住していた場合用

【様式 F①】収入関係証明書類提出台紙

氏名を記入し、提出書類に☑を入れ書類を添付してください。

本人	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	令和6（2024）年度（非）課税証明書	
	生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
配偶者	漢字氏名	
	書類名	提出チェック
	令和6（2024）年度（非）課税証明書	
	生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	

※2024年1月1日時点で海外居住していた者がいる場合は、【様式F②】《様式集-10》を使用してください。

2024年1月1日時点で、申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が海外居住していた場合用

【様式 F②】収入関係証明書類提出台紙

- 海外居住者必要書類
- 国内居住者必要書類
- ◎共通必要書類

氏名を記入し、提出書類に☑を入れ書類を添付してください。

本人	漢字氏名	提出チェック
	書類名	提出チェック
	●【様式G】「年収等の実績計算書」	
	●収入に関する証明書（31ページ参照）	
	●障がい者控除の証明書類【該当者のみ】（障害者手帳のコピー等）	
	○令和6（2024）年度（非）課税証明書	
	○生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
	○「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」※	
配偶者	漢字氏名	提出チェック
	書類名	提出チェック
	●【様式G】「年収等の実績計算書」	
	●収入に関する証明書（31ページ参照）	
	●障がい者控除の証明書類【該当者のみ】（障害者手帳のコピー等）	
	○令和6（2024）年度（非）課税証明書	
	○生活保護に関する証明書類【該当者のみ】	
	○「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」※	

※「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」は、JASSOのホームページからダウンロードして必要事項を入力し、印刷したものを提出してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/2shu_kaigai/gakko.html



【様式 G】年収等の実績計算書

申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人または配偶者）が2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった等により、**令和6年（2024年）度課税証明書（所得証明書）を取得・提出できない場合は、この様式と証明書類のコピー、「海外居住者のための収入等申告書」の提出が必要です。**

対象者氏名

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む											
			2023年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む											
			2023年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
③	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む											
			2023年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
④	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を○で囲む											
			2023年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(2) 会社名等			(4) 金額 (通貨単位:)											

<海外居住者のための追加書類チェックリスト>

- 【様式G】「年収等の実績計算書」（本様式）に記入漏れはありませんか。
- 収入に関する証明書類（年収証明書又は給与明細書、帳簿等）のコピーは用意しましたか。
※無収入の場合、無収入を証明する書類が必要です。
- 日本語以外の言語の場合、和訳を作成しましたか。
- ホームページより、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」をダウンロードし必要項目を入力したものを印刷しましたか。
- [該当する場合] 障害者手帳のコピーなどは用意しましたか。

該当者のみ提出

貸与奨学金案内p5、27参照

【様式 H】在留資格「家族滞在」に係る申告書

○太枠内の項目を記入してください。

申込者氏名 (自署)				
在留資格	家族滞在	在留期限	(西暦) 20	年 月 日

○準備した提出書類に✓をしてください。（以下、2点とも提出が必要です）

- 在留カード（コピー）・住民票の写し（原本）のいずれか
 出入国記録の写し（原本）

○以下の質問に回答してください。該当する□には✓を、_____には内容を記載してください。

【家族滞在】

大学院を卒業後も日本に定着して就労する意思はありますか。 はい いいえ日本国へ初めて入国した日 (西暦) 20 年 月 日日本国的小学校を卒業しましたか。 はい いいえ卒業した小学校名 _____ 小学校
卒業した小学校の所在地（都道府県） _____ 都道府県日本国の中学校を卒業しましたか。 はい いいえ卒業した中学校名 _____ 中学校
卒業した中学校の所在地（都道府県） _____ 都道府県日本国高等学校を卒業しましたか。 はい いいえ卒業した高等学校名 _____ 高等学校
卒業した高等学校の所在地（都道府県） _____ 都道府県「高等学校卒業程度認定試験合格者」ですか はい いいえ

あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

(西暦) 20 年 月 日

■2025年第二種奨学金（海外）予約採用【大学院】奨学金申込者用

【様式Ⅰ】進学前の特例措置に係る申請書(予約)

申請日(西暦) 年 月 日

以下のとおり添付書類を添えて申請します。

○申請者情報 (太枠内の項目を記入してください)

卒業(見込) 学校名		学籍番号	
(ふりがな) 漢字氏名 (自署)		生年月日 (西暦)	年 月 日
進学予定 年月日	_____年_____月_____日に、1年次として入学予定 ※現時点で日までわからない場合は年月を記入してください。		
離職又は 無給休職 予定年月日	_____年_____月_____日に、離職または無給休職予定 ※現時点で日までわからない場合は年月を記入してください。		

※進学年月日の1年前から前日までに離職又は無給休職した(する)者が対象となります。

※国内在籍校の卒業見込が2025年3月で、海外大学院の進学予定が2025年1月～3月の場合に限り、2025年3月31日までの1年内に離職又は無給休職した(する)者は対象となります。

○進学後の提出書類 以下の書類は、進学届を提出するときに提出してください。

申込者本人が、大学院へ進学する年月日の1年前から前日までに離職または無給休職したことが分かる書類

1. 離職した場合 ①～④のいずれかを提出してください

- ①会社発行の離職(退職)証明書
 - ②雇用保険被保険者離職票(写し)
 - ③雇用保険受給資格者証(写し)
 - ④退職(離職)日の記載がある源泉徴収票(写し)
- ※離職(退職)年月日が不明な場合は不備となります。

2. 無給休職した場合

- ①会社発行の休職証明書(無給であることが記載されていること)
- ※離職(退職)年月日が不明な場合は不備となります。

ご注意：予約採用申込時に提出された住民税情報により選考を行い、基準内である場合は、通常の採用候補者として決定されます。基準を超過している場合には、「進学前の特例措置適用」による条件付きの採用候補者となり、進学届提出時に上記書類の提出がない場合は不採用となります。

【学校確認・記入欄】

学校番号・区分							電話番号	担当者名
							() -	